

広島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年六月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原東城線	世羅郡世羅町大字西神崎字大星重六二七番一地从先から 世羅郡世羅町大字東神崎字千原一七三番一地从先まで	平成二十二年六月三日